

〔翻刻〕『代々覚書 唯明寺』

坂井 健

〔解題〕

『代々覚書 唯明寺』は、半紙九枚からなる「唯明寺」の由来書である。この度、唯明寺住職亀田晃巖氏のご好意により、本誌に翻刻する機会を得た。亀田晃巖氏の祖父は、説教で名高い亀田千巖氏である。小沢昭一氏が、「説教板敷山」を演じるに当たり、そのお手本としたのが、晃巖氏の録音した千巖氏の説教節のテープであった。この説教節は、関山和夫氏が脚色しており、昭和四十五年、全国で公演され、好評を博した。¹⁾

この千巖氏については、直林不退氏の報告²⁾に詳しいので、本稿では触れない。

本稿では、亀田千巖氏が住職となった唯明寺の縁起について、唯明寺に伝わる江戸中期の資料を翻刻し、現代語訳することにする。

資料は、唯明寺の縁起を江戸中期に七代目住職元達が記したものであるが、内容から見ても、元達が寺を相続した後、何らかの問題が発生したらしい。そのことに対する弁明書のようなものである。徳正寺というのが、唯明寺創立以来、何かと世話になっている寺であるらしいのだが、その寺が、唯明寺の元住職である元達に、何か干渉するようなことを言ってきた、それに対して、唯明寺は、本山以外どこの寺の干渉も受けない、独立した寺院の系統であるということを示す述べたもののようなものである。当時の、真宗大谷派の住職の、継承、罷免、任命などの状況が生々しく伝わってくる資料である。

洛陽五條富小路夷屋町

唯明寺

一 右寛永四年正意と申僧開基いたし當

御本寺東泰院様御代御來寺ニ罷成候

右正意義徳正寺殿弟子と承候得共

唯明寺取建候節本末之訳曾而無之

五尊様并前早代々御傳抄御免状

新官飛檐緞子袈裟御免状ニ至迄

御直参にて何れ之末寺ニ而茂無之其

外公邊一切之願事唯明寺一分ニ而相

濟來り候事

一 二代目

澄意

一 三代目

澄圓

右澄圓義澄意甥ニ而御座候実子無之

候ニ付養いたし後住に仕候処不行跡ものにて

中々寺相統難成ニ付 御本寺様工相

訴エ御吟味之上追放被為 仰付無住ニ

罷成候 此節開基正意徳正寺殿より出申

訳ヲ後住徳正寺殿と門徒相談仕候

得共可然後住茂無之 殊ニ貧地之義に

御座候得ば御堂衆を後住ニ仕度由

門徒とも相談仕幸と西徳寺届之旨承

いつれ茂相談究メ 御本寺様江御願

申上候処御吟味之上御聞届取遊西徳寺を

被為 仰付候即四代目之任職罷成候

此節徳正寺殿より差構無之相濟事

一 五代目

梅春

右者即成寺新発意則徳正寺殿之

一家ニ而御座候 先住死去之後長者町

法光寺取持にて唯明寺門徒納得候上

御本寺様江願後住に被為 仰付候 此

節 御本寺様表願書ニ付徳正寺殿

より御役所江添人出申候儀茂無之元より

徳正寺殿印形等茂無之候御事

一 六代目

義圓

右者越中放生津淨連寺弟ニ而御座候

梅春実子無之候ニ付右義圓後住ニ

仕候 然ル処ニ梅春死去之後壹ヶ年

計 無住にて有之候門徒之寺役

等茂組中并徳正寺殿江相頼候ニ付
当寺之木佛御裏書并御印書其

外書もの等預ケ置候得共其後義圓
時代取戻し申候 尤義圓儀者山科

閑栖寺賢学弟ニ而則長者町法光寺
義も同國出生之仁ニて御座候故閑栖寺より

法光寺江相頼節法光寺徳正寺殿之
一家にて有之ニ付徳正寺殿江茂及相

談ニ門徒共ニ茂示談いたし事相究メ候而
御本寺様江願上候節徳正寺殿より

願書之奥印取致候由ニ御座候得共
其願書之留メ無之其段相知れ不申事

一 七代目

右私義先住義圓親類にて御座候故
只今迄當寺相續仕罷在候 則委細
之義は此度別紙願書ニ認メ奉差上候事

寛保三年

亥二月

(語注)

一、唯明寺 京都市北区新大宮にある浄土真宗大谷派の寺
院。昭和二年、五条富小路より移転。

二、東泰院 宣如。東本願寺十三代法主。(一六〇二)一
六五八)

三、五尊 阿弥陀如来、親鸞上人、蓮如上人、七高僧(三
朝高僧)、聖徳太子の掛け軸。浄土真宗の寺院は、本

山から許しを受けて、これを持たなければならぬ。
四、飛檐 浄土真宗の末寺の格式。

五、徳正寺 京都市下京区富小路四条にある真宗大谷派の
寺院。

六、堂衆 真宗大谷派で法儀を勤める役僧。
七、西徳寺 不詳。

八、法光寺 京都市上京区中長者町通西洞院にある真宗大
谷派の寺院。

九、浄連寺 富山県射水市中央町にある真宗大谷派の寺院。
十、閑栖寺 大津市横木にある真宗大谷派の寺院。

(現代語訳)

一 この寺は、寛永四年正意と申す僧が開基しました。当

寺の

元達

物門徒

御本寺の東泰院様の御代にこの寺に参りました。

この正意は、徳正寺殿の弟子と聞いておりますが、唯明寺を建築したときの事情については、これまで分かっておりません。

五尊様と以前からの使用人、代々の書き写し、御免状新官飛檐、緞子袈裟の御免状に至るまで、(備えております)。

御直参であつてどこの寺の末寺でもありません。そのほか公の一切の願い事は、唯明寺だけで済ましてまいりました。

一 二代目

澄意

一 三代目

澄圓

この澄圓は澄意甥でございます。実子がありませんでしたので、養子をいたして、後任に致しましたところ、行ないが悪いもので、とても寺を相続することができないので、御本寺様に訴え、御吟味のうえ追放なさる御決定なので、無住の寺になりました。

この時、開基正意が徳正寺殿よりやつて来て、申し訳を(して)、後任について徳正寺殿と門徒と相

談いたしました。適当な後任もなく、

特に、貧しい所でございますから、

御堂衆を後任にいたしたい旨を

門徒とも相談致しまして、幸いに、西徳寺が届けの主

旨を承諾し、

どちらも相談を決め、御本寺様をお願い

申し上げましたところ、御吟味の上、御聞届になられ、

西徳寺を(後任に)

なさる仰せつけでございました。そこで、四代目の住職となりました。

この時、徳正寺殿からの不都合もなく、済んだことでした。

一 五代目

梅春

この者は、即成寺の新発意で、すなわち、徳正寺殿の一家のものでございます。先住が死去した後、長者町法光寺の取持で、唯明寺の門徒が納得致しました上で、御本寺様をお願いして、後任になさる仰せつけでございました。

この時、御本寺様への願書について徳正寺殿より御役所へ添人を出し申しますということもなく、もとより

徳正寺殿の印形等もございません。

一 六代目

義圓

この者は、越中放生津浄連寺の弟子でございます。梅春に実子がございませんでしたので、この義圓を後任にいたしました。

そうしたおり、梅春の死去の後、一年

ばかり、無住でございましたので、門徒の寺役

らも、組中および徳正寺殿に御頼みいたしましたので、当寺の木佛、御裏書および御印書、その

他の書もの等を預けて置きましたけれど、その後、義圓の時代に取戻し申しました。もともと、義圓は山科閑栖寺の賢学弟で、当時、長者町法光寺

も同国の生まれの人でございましたので、閑栖寺より法光寺へ御頼みしました時、法光寺は徳正寺殿の

一家でございましたので、徳正寺殿へも相談におよび、門徒共にも相談いたし、事を決めまして、

御本寺様へ願ひ上げました時、徳正寺殿より

願書の奥印を取りましたということでございますが、その願書が残っておりませんので、このことについては分かりません。

一 七代目

元達

この私は、先代の義圓の親類でございますので、現在まで、当寺を相続致してまいりました。そこで、詳しいことは、

この度、別紙願書にしたためて差し上げます。

寛保三年

元達

亥二月

惣門徒

注

(1) 関山和夫『説教の歴史―仏教と話芸―』（岩波新書、一九七八年一月）

(2) 直林不退「節談説教者の遺蹟を訪ねて 第一〇回 唯明寺―亀田千巖師」（『節談説教』一〇号、節談説教研究会、平成二五年五月）

〔付記〕

1、翻刻に当たっては、川崎勝、川崎千鶴氏のご教示を受けました。

2、翻刻に当たり、亀田晃巖氏のご好意に与りました。また、語注などにも、ご教示を賜りました。

記して心より感謝申し上げます。